

沖縄県本庁舎広告ポスター掲出取扱業務契約書（案）

沖縄県知事 翁長 雄志（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、沖縄県本庁舎（以下「本庁舎」という。）エレベーター内での広告ポスター掲出の取扱業務について、つぎのとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、本庁舎内の甲が指定する箇所へ広告主を募集し、甲の承諾を得たうえで広告ポスターを掲出する。

2 乙は、本契約書のほか、「沖縄県本庁舎等広告事務取扱要領（以下「要領」という。）」、「沖縄県本庁舎広告ポスター取扱業者募集要項（以下「要項」という。）」及び「沖縄県本庁舎広告ポスター掲出仕様書（以下「仕様書」という。）」の定めるところにしたがい、前項の広告ポスターを掲出する。

3 乙は、甲の指示に従い、正確かつ迅速に、善良なる管理者の注意をもって業務を行わなければならない。

（広告ポスター掲出期間）

第2条 乙の広告ポスターの掲出期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、沖縄県財務規則（昭和47年5月15日規則第12号）第101条に基づき契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1） 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- （2） 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- （3） 地方自治法施行令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （4） 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

（広告料）

第4条 広告料は、次のとおりとする。

項 目	金 額
エレベーター内1枚当たり月額	円
うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額	円

2 乙は、前項の広告料を、広告ポスターを掲出した月の末日までに、甲の発行する納入通知書により納

入するものとする。

3 甲は、乙が支払期日までに広告料を支払わない場合は、当該広告料の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額に年 14.5 パーセントの延滞金の支払いを請求することができる。

(広告主の選定)

第5条 乙は、広告ポスター掲出を希望する広告主を選定するとともに、掲出の可否について、甲と協議しなければならない。

2 乙は、前項の協議において、甲の求めに応ずる書類等を提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、本契約に基づく業務の一部又は全部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 前項ただし書きの規定に基づき乙が業務の一部を第三者に委任するときは、乙は、当該第三者の行為の全てについて責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、広告ポスター掲出に関し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(物品の準備等)

第9条 広告ポスターの掲出に必要な物品等は、乙の責任と負担において準備するものとする。

(広告ポスターの掲出及び撤去)

第10条 広告ポスターの掲出及び撤去は、乙が行うものとし、これに要する費用等は乙の負担とする。

2 乙は、掲出しようとする広告ポスターの内容及び広告主等について、その掲出前に甲の審査を受けなければならない。乙は甲の承認を受けた後でなければ広告ポスターを掲出することはできない。

3 乙は、前項の審査において、甲から広告ポスターの内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従わなければならない。

4 乙が、広告ポスターを掲出することができない場合には、甲は、沖縄県庁関係機関のポスターを掲出することができる。

(広告ポスター内容の変更等)

第11条 乙は、広告ポスターの内容等を変更することができる。この場合は、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(契約の解除)

第12条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ本契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

2 甲は、乙が下記の各号のいずれかに該当すると認められるときは、催告をしないで本契約を解除することができる。

(i) 本契約、要領、要項及び仕様書に違反したとき。

- (2) 正当な理由がなく本契約を履行しないとき。
- (3) 本契約を履行することが困難と認められるとき。
- (4) 本契約の締結又は履行にあたって不正の行為があったと認められるとき。
- (5) 本契約の履行にあたり、正当な理由がなく甲の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したと認められるとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当する場合。
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）の代表者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - カ 下請契約、資材又は原材料等の購入契約その他の契約をしようとする相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 乙は、前項の規定により契約を解除されたことにより損害が生じても、甲にその賠償を請求できない。
(原状回復義務)

第13条 乙は、広告ポスター掲出が終了したときは、当該広告ポスターを掲出した場所を現状に回復しなければならない。

2 広告ポスター掲出期間中において、甲の責めにより当該広告ポスターが破損した場合には、甲において当該広告ポスターの原状回復をしなければならない。

(報告義務)

第14条 乙は、広告ポスター掲出に関し、本契約を履行し難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

2 乙は、広告ポスター掲出の実施及び撤去に際して、本庁舎を毀損したときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うほか、乙の負担により復旧するものとする。

(広告料の返還)

第15条 第4条に規定する徴収した広告料は返還しないものとする。ただし、甲が、返還することが適当であると認めたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの場合において返還する金額は、日割り計算により算出するものとし、当該金額には

利息を付さないものとする。

(損害賠償)

第16条 乙は、本契約の履行に関し、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

(調査等)

第17条 甲は、本契約の履行状況等について、乙に対し調査・報告を求めることができほか、必要に応じ指示をすることができる。

(甲の責任)

第18条 甲は、掲出された広告ポスターの内容等に関し、一切の責任を負わないものとする。

(契約の費用等)

第19条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第20条 本契約締結後、広告ポスター掲出までに、甲、乙双方の責めに帰することのできない事由により生じた損害については、全て乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第21条 本契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄区域とする裁判所を第一審の裁判所とする。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請人等が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(その他)

第23条 本契約に定めるほか、広告ポスター掲出の取扱いに関して必要な事項は、甲が定める。

(契約外の事項)

第24条 本契約に定めがない事項については、必要に応じ、甲乙双方協議してこれを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙両名記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
名 称 沖縄県
代表者 沖縄県知事 翁長 雄志

乙 住 所
名 称
代表者